

# 登記されていないことの証明書の取り寄せ方

〔ご準備いただくもの〕

登記されていないことの証明書（本人分）

〔申請場所〕

● 窓口申請の場合

全国の法務局・地方法務局の本局戸籍課窓口

※支局や出張所では取り扱っていません。

※岡山家庭裁判所の最寄りの法務局は岡山地方法務局です。

岡山市北区南方1-3-58（岡山家庭裁判所の西側です。）

TEL 086-224-5656（代表）

086-224-5659（戸籍課）

● 郵送申請の場合

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

TEL 03-5213-1360（直通）

03-5213-1234（代表）

〔申請時の注意〕

- (1) 申請書や申請の際に必要な書類等については、事前に法務局または地方法務局でご確認のうえ、ご用意ください。  
法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/ONLINE/GUARDIAN/7-1.html>)  
でも確認できます。
- (2) 申請書の「証明事項」欄は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。」にチェックをしてください。
- (3) その他、記入方法について不明な点がございましたら、直接法務局または地方法務局までお問い合わせください。